

小平市立小平第一小学校 P T A 規約

第1章 総則

第1条（名称・事務局）

1. 本会は、小平市立小平第一小学校 P T A（以下「本会」という）と称し、事務局を本校内に置く。

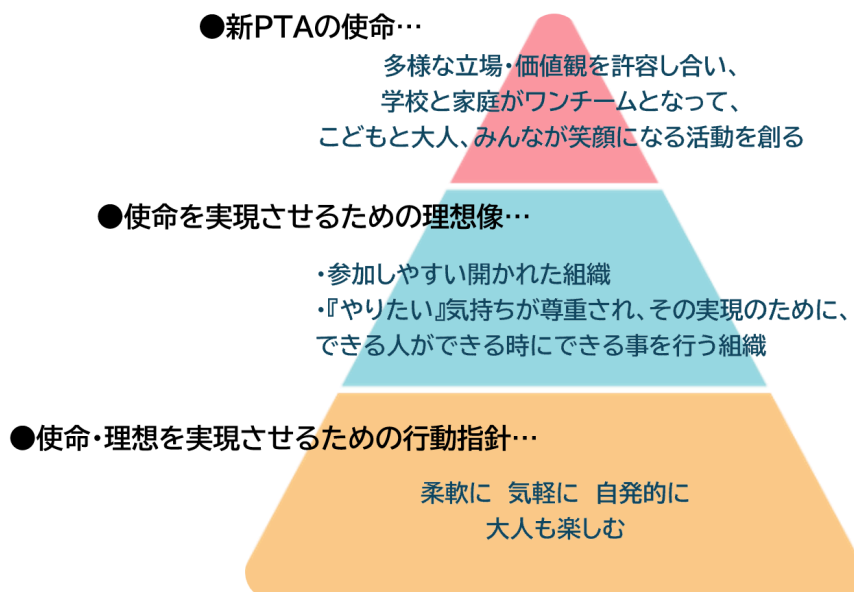
【名称】小平市立小平第一小学校 P T A

【住所】〒187-0032 東京都小平市小川町1-1082

第2条（目的）

1. 本会は、家庭・学校・地域が協力して、こどもたちがより良い環境で充実した生活ができることを目的とする。

図1：目的達成のための目標



第3条（活動）

1. 本会の活動は、柔軟に、気軽に、自発的に、大人も楽しみながら、できる人ができる時にできる事を行い、こどもと大人、みんなが笑顔になる活動を創出できる組織を目指す。

第4条（方針）

1. 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
 - 1) 本会は、学校及び生徒の教育や福祉のために活動する他の団体・機関と連携を図る。
 - 2) 本会は特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とする活動を行わない。

第5条（参会者）

1. 「参会者」とは、本会の活動やイベントに出席できる権利を有する者を指す。
2. 本会における参会者は、本会の目的に賛同した本校児童の保護者および教職員を対象とする。

第2章 会計

第6条（協力金）

1. 本会の経費は、協力金やその他の収入をもって充てる。
2. 会費は一律で集金せず、協力金として1口ごとに活動資金を募る。
3. 協力金は総会において1口あたりの金額を決めるものとする。ただし、変更の必要がない限り自動的に次年度も適用される。
4. 諸費用が必要な活動は、運営メンバーと相談のうえ活動の参会者から実費を集金してもよい。
5. 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
6. 決算は会計監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。
7. 予算は総会の承認を得なければならない。

第7条（資産の用途）

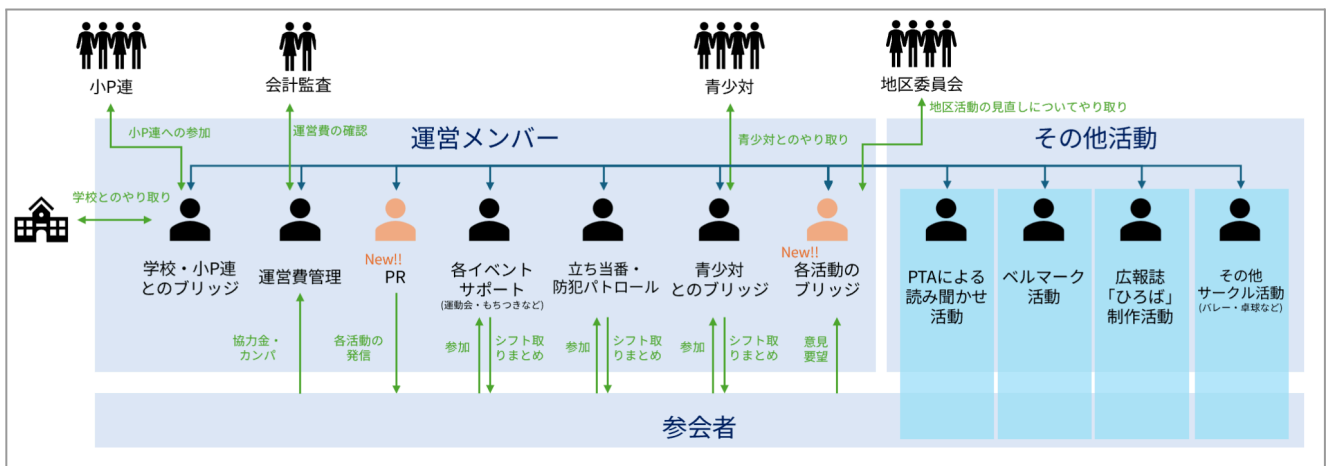
1. 本会の経費及び物品等の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第3章 組織

第8条（フラット型組織）

1. 本会の組織は「フラット型組織」とし、新PTAの目標に向かって、各個人が裁量で活動するものとする。（組織図は図2参照）

図2：本会の組織と役割



第9条（運営メンバー）

1. 運営メンバーは活動の中心となり、企画・運営に携わる。
2. 各係ごとに最低1名選出するが、希望者が少ない場合はこの限りではない。
3. 任期は設けず、年度途中の加入・離脱を可とする。運営メンバーは定期総会で承認を得るが、年度途中の構成変更はメンバー内の承認のみでよい。

第10条（サークル）

1. サークルは有志によって構成され、参加者が集まることで活動できる。

第11条（総会）

1. 総会はこの会の最高議決機関とする。
2. 総会には定期総会と臨時総会があり、総会是对面開催を原則するが、学校ホームページやウェブを活用するなど、会議を開かずに書面や電磁的方法による決議を行うことができる。

3. 定期総会は次のことを審議する。

- 1) 年度計画と年度予算の承認
- 2) 活動報告の承認
- 3) 前年度決算報告の承認
- 4) 運営メンバー、会計監査の承認
- 5) そのほか、必要と認められた案件
- 6) 臨時総会は、運営メンバーが必要と認めたとき、または協力金納入世帯数の6分の1以上の要求があったときに開くことができる。臨時総会も定期総会と同じ機能をもつ。
- 7) 本会の運営方針は総会によって決めるが、その一部を運営メンバーに委任することができる。
- 8) 総会は委任状を含めて、協力金納入世帯数の3分の1以上の出席（書面または電磁的方法による議決権行使者も含む）をもって成立する。
- 9) 総会の議決は、主席者による議決権行使および、書面または電磁的方法による議決権行使の多数決により成立する。

第12条（地区会）

1. 地区会は各地区の実状に応じて活動する。
2. 地区会は地区長・副地区長を選出し、地区会同士の連携を図る。
3. 地区会は必要に応じて再編成することができる。その際は該当地区の参会者の同意を得るものとする。

第13条（会計監査）

1. 会計監査は本会の会計経理を監査する。
2. 会計監査は原則として前年度の運営費管理者と当年度の会計担当の教員が担う。
3. 会計監査の任務は定期総会から次期定期総会までの1年とする。

第4章 附則

第14条（規約改正）

1. 会則改正の必要が生じた時は総会の議決を得て行う。

第15条（施行日）

この会則は1989年5月13日より実施する。

この会則は2010年4月より実施する。（役員増員のため）

この会則は2021年5月総会開催日より実施する。

この会則は2022年5月総会開催日より実施する。

この会則は2023年3月より実施する。（委員改訂のため）

（規約改訂のため）この規約は2025年6月10日から施行する。